平成２２年（再イ）第４号
北海道空知郡南幌町北町５丁目10番６号
再生債務者　森永　　強
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（再イ）第７号
北海道岩見沢市志文町1183番地83
再生債務者　松本　敏之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（再イ）第８号
北海道岩見沢市大和３条３丁目１番地４
再生債務者　吉村　政治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２２年（再イ）第９号
北海道岩見沢市大和３条３丁目１番地４
再生債務者　吉村　陽子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２１年（再イ）第２６８号
さいたま市西区大字三条町７番地１　カナエ大宮社宅101号
再生債務者　鈴木　一男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２２年（再イ）第２０号
大阪府泉南郡熊取町青葉台１丁目13番12号
再生債務者　山下　正尊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成２２年（再イ）第３号
和歌山県紀の川市桃山町市場561番地９
再生債務者　加山　隆典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２２年（再イ）第４号
和歌山県紀の川市桃山町市場561番地９
再生債務者　加山マリ子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２１年（再イ）第１６号
鹿児島県日置市日吉町吉利802番地14
再生債務者　柏木　幸宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年５月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月26日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成22年６月８日
東京都杉並区高井戸西３丁目５番24号
日本年金機構　理事長代理人
システム運用部長　古元　大典

○第３号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入物品及び数量　年金給付システムにおける旧端末更改に係るハードウェア等設備の賃貸借及び保守等一式（区分１：端末設備）
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成22年６月29日17時00分
⑵　提出先　〒168―8505 東京都杉並区高井戸西３―５―24　日本年金機構システム運用部　篠原　達一　電話03―5344―1127
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成22年６月８日から平成22年６月29日まで。
⑵　交付場所　上記２の⑵に同じ。
４　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be required : One set of terminal facilities and associated hardware and maintenance for pension payments system. (Segment 1 : Terminal facilities)
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 29, June, 2010
⑷　Contact point for the notice : Tatsuichi Shinohara, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成22年６月８日
東京都杉並区高井戸西３丁目５番24号
日本年金機構　理事長代理人
システム運用部長　古元　大典

○第４号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入物品及び数量　年金給付システムにおける旧端末更改に係るハードウェア等設備の賃貸借及び保守等一式（区分２：サーバ設備）
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成22年６月29日17時00分
⑵　提出先　〒168―8505 東京都杉並区高井戸西３―５―24　日本年金機構システム運用部　篠原　達一　電話03―5344―1127
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成22年６月８日から平成22年６月29日まで。
⑵　交付場所　上記２の⑵に同じ。
４　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be required : One set of terminal facilities and associated hardware and maintenance for pension payments system. (Segment 2 : Server facilities)
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 29, June, 2010
⑷　Contact point for the notice : Tatsuichi Shinohara, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

効力停止の公告

東京弁護士会が平成22年３月12日に告知した同会所属弁護士　田川　貴浩　会員（登録番号23203）に対する懲戒処分（業務停止２年）について、本会は、平成22年５月21日、本件処分の効力を本件処分にかかる審査請求について本会が裁決をするまで停止する旨決定し、この決定は同日効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第４号の規定により公告する。
平成22年５月21日　　日本弁護士連合会